

再エネ共同オークション利用規約

第1条（本サービスの内容）

再エネ共同オークション（以下「本サービス」といいます）は、株式会社エナーバンク（以下「当社」といいます）が提供する、環境にやさしい再生可能エネルギー由来の電力（以下「再エネ電力」といいます）の利用促進を目的に、当社と連携協定を締結する地方自治体と連携して再エネ電力を使用したい企業・団体を募り、当社独自の裁量及び判断でグルーピングを実施した上、共同で入札を行う電力調達のための共同オークション（せり下げ方式入札）を行うことで、電力需要家（以下「出品者」といいます）に対し、小売電気事業者（以下「入札者」といいます）との間における電力需給契約にかかる取引の機会を提供するサービスです。

「再エネ共同オークション利用規約」は、本サービスを利用する上での当社と出品者及び入札者との合意事項となり、本サービスを出品者及び入札者が利用する際の一切の行為に適用されます。なお、本サービスを利用する出品者及び入札者との関係において、「再エネ共同オークション利用規約」は、当社が別途定める「電力リバースオークション「エネオク」利用規約」の一部を構成するものとします。

なお、本サービスに起因して出品者と入札者との間で成立した電力需給契約に基づく電力の需給、代金の支払・回収、契約期間中の契約条件の変更その他当該電力需給契約に関する一切の事項については、出品者と入札者との間で解決するものとします。当社は、当該電力需給契約に関して契約当事者としての地位を有するものではなく、当該事項について一切の責任を負いません。

第2条（本サービスの利用）

出品者及び入札者（以下併せて「お客様」といいます）は、当社が別途定める「電力リバースオークション「エネオク」利用規約」及び「再エネ共同オークション利用規約」のいずれにも同意することにより、本サービスを利用することができます。

第3条（切替時期の遵守に係る誓約）

- 本サービスの利用にあたり、出品者は当社所定の同意書兼申込書を、入札者は当社所定の誓約書を提出するものとします。
- 出品者は、自らの責に帰すべからざる事由による場合を除き、前項に定める同意書兼申込書に記載した切替時期を遵守するものとし、本サービスに起因して出品者と入札者との間で成立した電力需給契約において当該切替時期から電力の需給を開始することを誓約します。

第4条（出品者の制限等）

1. 本サービスは、複数の出品者が共同で入札を行う電力調達共同オークションであるとの性質上、当社独自の裁量及び判断によるグルーピングを行う目的で2回の入札を行います（第1回目：出品者毎、第2回目：第1回目の入札を踏まえて当社が複数の出品者により構成したグループ毎）。
2. 出品者は、第1回目の入札終了後、理由の如何を問わず、当社所定の方法により、第2回目の入札への参加を辞退することができます。なお、出品者が当社所定の期限までに当該同意書兼申込書を提出しない場合には参加を辞退したものとみなします。
3. 前項にかかわらず、出品者が国（官公庁）又は地方自治体である場合、第1回目の入札結果が、当社と出品者との協議により予め決定したオークション開始価格以下となる場合、出品者は、第2回目の入札への参加を辞退することはできません。
4. 出品者は、第2回目の入札への参加を申し込んだ場合には、それ以降、入札への参加を辞退することはできません。
5. **第2回目の入札への参加を表明した出品者は、本サービスの利用にあたり、第2回目の入札における結果にかかわらず、第1回目の入札で提示された金額以下を提示した入札者のいずれかとの間で当該金額により電力需給契約を締結する義務を負います。この場合において、入札者との間で電力需給契約を締結しない行為は、共同オークションに参加した他の出品者に対して入札者が提示する電力料金へ影響を及ぼすおそれがあることから、禁止します。**
6. 当社は、出品者に対し、第2回目の入札に先んじて、参加が予定されている入札者の名称を提示します。出品者は、第2回目の入札の結果にかかわらず、何らかの理由により電力需給契約を締結することができない入札者が存在する場合には、第2回目の入札に参加する前に当社に当該入札者の名称を通知するものとします。出品者がかかる義務に違反した場合には、第2回目の入札により、出品者が電力需給契約を締結することができない入札者との間で電力需給契約を締結できるとの結果となったときでも、出品者は前項に基づき電力需給契約を締結する義務を負うものとし、当社はそれにより貴社に生じた損害等について一切の責任を負いません。なお、本項に基づき出品者が電力需給契約を締結することができないと通知した入札者が提示した価格を第2回目の入札におけるオークション開始価格として設定することはできません。
7. 出品者は、第2回目の入札において、第1回目の入札価格（1電力需給契約単位の入札価格をいう。以下本項において同じ）を上回る入札価格を設定することはできません。ただし、電力市場全体における急激かつ著しい電力料金の高騰等、第1回目の入札価格を上回る入札価格を設定することができないことが著しく困難であると当社においても判断される場合はこの限りではありません。なお、出品者が複数の電力需給契約を第1回目の入札に出品した後、第2回目の入札に参加するに際し出品者の電力需給契約が参加するグループが分割される場合においても、入札者は、提示する第2回目の入札価格を、第1回目の入札価格と同額又はこれを下回る金額に設定するものとします。

第5条 （入札者の制限等）

入札者は、第1回目の入札に参加した場合において、当該入札に参加した出品者が第2回目の入札に参加するときには、第2回目の入札への参加を辞退することはできません。

第6条 （免責事項）

当社は、出品者に対し、第1回目の入札に参加した入札者が、第2回目の入札に参加すること、及び、第2回目の入札に参加する入札者が存在することを保証するものではありません。出品者は、予めこれを了承した上で本サービスへの参加を申し込むものとします。

第7条（準拠法、裁判管轄）

「再エネ共同オークション利用規約」の成立、効力発生、解釈にあたっては日本法を準拠法とします。

また、当社のサービス（掲載内容や広告などを含む）に関連して当社と出品者及び入札者との間で生じた紛争については東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第8条（利用規約の適用制限について）

「再エネ共同オークション利用規約」の規定が当社と出品者及び入札者との契約に適用される関連法令に反するとされる場合、当該規定は、その限りにおいて、当該当社と出品者及び入札者との契約には適用されないものとします。

ただし、この場合でも、「再エネ共同オークション利用規約」のほかの規定の効力には影響しないものとします。

第9条（その他）

「再エネ共同オークション利用規約」に定めのない事項については、当社が別途定める「電力リバースオークション「エネオク」利用規約」によるものとします。